

大牟田市準用河川手鎌野間川改良事業に伴う 牟田口橋橋梁予備設計・地質調査業務委託特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、準用河川手鎌野間川改良事業に伴う牟田口橋橋梁予備設計・地質調査業務委託に適用する。

第 2 条 業務基準

本業務の遂行にあたっては、本仕様書、契約図書、情報セキュリティに係る特記仕様書（別紙 1）並びに監督員の指示によるほか、次の各項によるものとする。

- (1) 測量業務共通仕様書、地質調査共通仕様書、設計業務等共通仕様書
（福岡県県土整備部）＜契約時の最新版＞
- (2) その他関連資料

第 3 条 受注者の責務

受注者は、業務の履行にあたって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第 4 条 業務上の疑義

受注者は、仕様書等に記載のない事項、業務の実施にあたり不明な点または疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議を行いその時期を失して手戻りとならないよう注意しなければならない。

第 5 条 機密の保持

受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、成果を他に漏らしたり転用してはならない。また、本業務で知り得た個人情報についても守秘義務を負うものとする。

第 6 条 業務計画書

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、業務計画書には下記の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制(緊急時含む)、使用する主な機器、その他

第 7 条 関係官公庁への手続き等

受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、関係官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 8 条 関連法令及び条例等の遵守

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 9 条 地元関係者との交渉等

本業務に係る地元関係者への説明、交渉等は、発注者が行うものとするが、監督員が指示する場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあ

たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

第 10 条 土地への立ち入り等

受注者は、本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、予め監督員及び関係者と十分な協調を保ち作業が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、受注者が第三者の土地に立ち入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損等による損害については、受注者の責任において速やかに現況復旧または補償しなければならない。

第 11 条 その他

設計書及び仕様書に明示していなくても、業務の目的に必要なであれば全て受注者の負担で行うものとする。

また、関係官公庁等からの指示が生じた場合は、受注者はこれに協力するものとする。

第 2 章 技術者及び照査等

第 12 条 管理技術者の配置

受注者は、本業務において管理技術者を定めなければならない。管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うものとする。

また、管理技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

第 13 条 管理技術者の資格

本業務における管理技術者は、下記の条件を満たし、日本語に堪能（日本語通訳を確保できれば可）な者とする。

下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
(総合技術監理部門においては、選択科目：「建設－道路、建設－鋼構造及びコンクリート」)
(建設部門においては、選択科目：「道路、鋼構造及びコンクリート」)
- ・RCCM の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
(部門：「道路、鋼構造及びコンクリート」)

第 14 条 照査技術者の配置

受注者は、本業務において照査技術者を定めなければならない。

また、照査技術者は管理技術者を兼務できない。

第 15 条 照査技術者の資格

本業務における照査技術者は、下記の条件を満たし、日本語に堪能（日本語通訳を確保できれば可）な者とする。

下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
(総合技術監理部門においては、選択科目：「建設－道路、建設－鋼構造及びコンクリート」)
(建設部門においては、選択科目：「道路、鋼構造及びコンクリート」)
- ・RCCM の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
(部門：「道路、鋼構造及びコンクリート」)

第 16 条 照査の実施

照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定め、設計図書に定めるまたは発注者の指示する業務の節目毎にその成果を確認し、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

照査技術者は、業務完了時、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

第 17 条 担当技術者の配置

受注者は、本業務において担当技術者を定めなければならない。担当技術者は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するもの。

担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

なお、担当技術者は照査技術者を兼務できない。

第 18 条 業務実績の登録

受注者は、請負金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

第 3 章 業務の内容

第 19 条 設計業務

準用河川手鎌野間川改良事業に伴う牟田口橋架替の橋梁予備設計として最適な橋梁形式の決定、架替工事に伴う迂回路・仮橋の検討、周辺地域に対する影響範囲の検討を行う。

(1) 橋梁予備設計の実施にあたっては、現地の状況等を十分把握し線形・形状・構造等について発注者と協議し決定すること。

(2) 橋梁予備設計を行う際は、次の各項目について特に配慮し検討すること。

橋 梁 上 部 工……………橋梁形式・桁架設工法・橋梁添加物。

橋 梁 下 部 工……………橋台形式・地盤液状化による地盤流動対策等。

耐震設計による応力及び安定計算の照査。

基 礎 工……………杭形式・杭径杭長・杭施工工法・地盤液状化による地盤流動対策。

仮 設 工……………土留工形式・施工工法等。

取 付 道 路……………現況道路及び隣接地との取合い等。

仮 橋 設 計……………迂回路の位置・線形及び仮橋の検討。

特に、仮橋の検討においては十分工法の選定・経済比較を行い決定すること。

そ の 他……………護岸形式検討のほか橋梁詳細設計に向けて必要となる一切のもの。

(3) 施工計画については、工事で使用する機種を選定と工程計画を含めた計画書及び、施工順序図を作成すること。

(4) 報告書については、設計条件、構造型式決定の経緯と選定理由、設計計算書、

設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、施工段階での注意事項、現地踏査結果等の内容のとりまとめを行うもの。

また、報告書と合わせて概要書を作成するものとし、設計業務の条件、検討内容、施工性、経済性、特に考慮した事項等に関することを的確に解説しとりまとめるものとする。

なお、作成にあたり使用するソフトについて、CAD ソフトは（JWWCAD）を使用するものとし、成果品にその電子データを添付するものとする。

第 20 条 地質調査・解析業務

準用河川手鎌野間川改良事業を実施するにあたり、地質調査にて改良が必要となる牟田口橋周辺の地質状況を明確にし、設計施工の基礎資料を作成する。

- (1) 試料採取する箇所等については別途監督員との協議のうえ決定するものとし、特に地下埋設物等の支障物件については位置・構造等を十分確認すること。
- (2) 業務数量は、土質を仮定して項目及び数量を計上している。実施においては、監督員と十分な打ち合わせを行い発生する土質について必要な試験を的確に行い数量を決定すること。
- (3) 調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地踏査を行い地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成し地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うこと。

第 4 章 成果品の提出

第 21 条 成果品の部数及び提出場所

成果品は、製本版を 2 部（電子データの電磁的記録媒体を含む）並びに原稿・原図を 1 部納品すること。詳細については監督員と協議するものとする。

また、成果品の提出場所は牟田市都市整備部土木建設課とする。

第 22 条 成果品の補修

受注者は、成果品の引渡し後に発注者が訂正を要求した場合、または手直し及び疑義が生じた場合は、受注者の負担において速やかに対処し、再提出しなければならない。

第 5 章 その他

第 23 条 暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、本業務の履行にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

第 24 条 個人情報の保護

受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示または承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、または複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 委託業務を処理するために発注者から提供され、または受注者が作成、または取得した個人情報が記録された文書等を、委託業務が終了したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) これらの事項に違反する事態が生じ、生ずるおそれがあることを知ったとき、または個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

第 25 条 個人情報の漏えい等による損害賠償

受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいまたは破損する等、発注者または第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。